

令和4年11月22日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第83号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第84号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	12
議案第85号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	13
議案第86号	指定管理者の指定について（秩父市地場産業センター）……………	14
議案第87号	秩父市行政組織条例の一部を改正する条例……………	15
議案第88号	秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第89号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	18
議案第90号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例……………	20
議案第91号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例……………	42
議案第92号	秩父市犯罪被害者等支援条例……………	48
議案第93号	令和4年度秩父市一般会計補正予算（第6回）……………	52
議案第94号	令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	62
議案第95号	令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	67
議案第96号	令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）……………	70
議案第97号	令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）……	72
議案第98号	令和4年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	74
議案第99号	令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	76

議案第83号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	191,500	227,600	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	193,300	229,500	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	195,100	231,200	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	196,900	232,800	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	198,500	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	200,300	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	202,100	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	203,900	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	205,400	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	207,200	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	209,000	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	210,800	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	212,400	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	214,200	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	216,000	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	217,800	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	219,200	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	221,000	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	222,700	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	224,500	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	226,100	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	227,800	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	229,400	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	230,900	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	232,200	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	233,800	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	235,400	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	236,900	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	237,900	269,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	239,400	271,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	240,700	272,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	241,900	274,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	243,100	276,200	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	244,100	277,900	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	245,100	279,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	246,100	281,200	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	247,200	282,400	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	248,100	284,100	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	249,000	285,700	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	250,000	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	250,900	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	252,200	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	253,400	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	254,700	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	256,000	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	257,400	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
	47	216,900	258,600	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
	48	218,200	259,800	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
	49	219,200	260,900	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,200
	50	220,300	262,100	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
	51	221,300	263,400	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
	52	222,300	264,500	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800	471,400
	53	223,300	265,600	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200	471,800
	54	224,200	266,600	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600	472,200
	55	225,100	267,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000	472,600
	56	226,000	268,900	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300	473,000
	57	226,300	269,900	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600	473,400
	58	227,100	270,900	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000	473,800
	59	227,800	272,000	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300	474,200
	60	228,500	273,100	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600	474,600
	61	229,200	274,000	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900	475,000
	62	230,000	275,000	321,700	365,200	381,700	404,100	445,200	475,400
	63	230,700	275,900	322,900	365,900	382,300	404,400	445,500	475,800
	64	231,300	277,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,800	476,200
	65	231,900	278,100	324,800	366,900	383,300	405,000	446,100	476,600
	66	232,500	279,100	325,700	367,600	383,900	405,300	446,400	477,000
	67	233,100	280,000	326,500	368,300	384,500	405,600	446,700	477,400
	68	233,800	281,000	327,300	369,000	385,100	405,900	447,000	477,800
	69	234,500	281,500	328,200	369,300	385,500	406,100	447,300	478,200
	70	235,100	282,400	328,600	369,900	386,000	406,400	447,600	478,600
	71	235,600	283,100	329,300	370,600	386,500	406,700	447,900	479,000
	72	236,300	284,000	330,100	371,200	387,100	407,000	448,200	479,400
	73	237,000	285,000	330,900	371,500	387,400	407,200	448,500	479,800
	74	237,600	285,800	331,600	372,100	387,800	407,500	448,800	480,200
	75	238,200	286,600	332,300	372,800	388,200	407,800	449,100	480,600
	76	238,700	287,400	333,000	373,400	388,600	408,000	449,400	481,000
	77	239,300	288,200	333,500	373,800	388,900	408,200	449,700	481,400
	78	240,000	288,700	334,100	374,300	389,200	408,500	450,000	481,800
	79	240,700	289,100	334,600	374,900	389,500	408,800	450,300	482,200
	80	241,200	289,600	335,200	375,400	389,800	409,000	450,600	482,600
	81	241,700	289,800	335,500	375,900	390,000	409,200	450,900	483,000
	82	242,300	290,100	336,000	376,500	390,300	409,500	451,200	483,400
	83	242,900	290,300	336,400	377,000	390,600	409,800	451,500	483,800
	84	243,400	290,700	336,900	377,300	390,800	410,000	451,800	484,200

再任用職員以外の職員

	85	243,900	290,900	337,300	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	291,100	337,800	378,200	391,300			
	87	245,100	291,500	338,300	378,600	391,600			
	88	245,600	291,800	338,800	379,000	391,800			
	89	246,100	292,100	339,100	379,400	392,000			
	90	246,600	292,400	339,500	379,900	392,300			
	91	246,900	292,700	340,000	380,300	392,600			
	92	247,300	293,100	340,400	380,700	392,800			
	93	247,600	293,400	340,700	381,000	393,000			
	94		293,800	341,100					
	95		294,100	341,600					
	96		294,500	342,000					
	97		294,700	342,200					
	98		294,900	342,600					
	99		295,200	343,100					
	100		295,600	343,500					
	101		295,800	343,700					
	102		296,100	344,100					
	103		296,500	344,500					
	104		296,900	344,800					
	105		297,100	345,100					
	106		297,400	345,500					
	107		297,800	345,900					
	108		298,100	346,300					
	109		298,300	346,800					
	110		298,600	347,200					
	111		299,000	347,600					
	112		299,300	348,000					
	113		299,500	348,500					
	114		299,900	348,900					
	115		300,300	349,200					
	116		300,600	349,500					
	117		300,800	350,000					
	118		301,000						
	119		301,300						
	120		301,700						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,100						
	126		303,300						
	127		303,600						
	128		303,900						
	129		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	284,400	444,100	566,500
	2	287,300	446,400	569,600
	3	290,200	448,700	572,700
	4	293,100	451,000	575,800
	5	296,000	453,300	578,700
	6	298,900	455,600	581,100
	7	301,800	457,900	583,500
	8	304,700	460,200	585,900
	9	307,600	462,500	588,100
	10	310,500	464,800	589,600
	11	313,400	467,100	591,100
	12	316,300	469,400	592,600
	13	319,200	471,700	594,100
	14	322,100	474,000	595,200
	15	325,000	476,200	596,300
	16	327,900	478,500	597,200
	17	330,800	480,700	598,400
	18	333,700	482,900	599,400
	19	336,600	485,100	600,400
	20	339,500	487,300	601,400
	21	342,400	489,300	602,400
	22	345,300	491,400	603,400
	23	348,200	493,500	604,400
	24	351,100	495,600	605,400
	25	354,000	497,700	606,400
	26	356,900	499,800	607,400
	27	359,800	501,900	608,400
	28	362,700	504,000	609,400
	29	365,600	506,100	610,400
	30	368,500	508,100	611,400
	31	371,400	510,100	612,400
	32	374,300	512,100	613,400
	33	377,200	513,900	614,400
	34	380,100	515,700	615,400
	35	383,000	517,600	616,400
	36	385,900	519,500	617,400
	37	388,800	521,200	618,400
	38	391,700	523,000	619,400
	39	394,600	524,800	620,400
	40	397,500	526,600	621,400
	41	400,400	528,200	622,400
	42	403,300	530,000	623,400
	43	405,900	531,800	624,400
	44	408,600	533,600	625,400
	45	411,000	535,200	626,400
	46	413,300	537,000	627,400
	47	415,400	538,700	628,400
	48	417,300	540,500	629,400
	49	419,500	542,100	630,400
	50	422,200	543,700	631,400
	51	424,800	545,100	632,400
	52	427,500	546,700	633,400
	53	429,900	548,200	634,400
	54	432,400	549,600	635,400
	55	434,800	551,000	636,400
	56	437,300	552,300	637,400
	57	439,300	553,500	638,400
	58	441,700	554,500	639,400
	59	444,000	555,500	640,400
	60	446,400	556,500	641,400
	61	447,900	557,500	642,400
	62	450,300	558,400	643,400
	63	452,600	559,300	644,400
	64	454,900	560,200	645,400
	65	456,900	561,000	646,400
	66	459,200	561,900	647,400
	67	461,400	562,800	648,400
	68	463,700	563,700	649,400
	69	465,800	564,600	650,400
	70	468,100	565,500	651,400
	71	470,400	566,400	652,400
	72	472,600	567,100	653,400
	73	474,600	568,000	654,400
	74	476,700	568,900	655,400
	75	478,800	569,800	656,400

	76	480,900	570,700	657,400
	77	483,000	571,600	658,400
	78	484,800	572,500	659,400
	79	486,600	573,400	660,400
	80	488,400	574,300	661,400
	81	490,100	575,200	662,400
	82	491,900	576,100	663,400
	83	493,700	577,000	664,400
	84	495,500	577,900	665,400
	85	497,100	578,800	666,400
	86	498,800	579,700	667,400
	87	500,600	580,600	668,400
	88	502,400	581,500	669,400
	89	504,000	582,400	670,400
	90	505,300	583,300	671,400
	91	506,600	584,200	672,400
	92	507,900	585,100	673,400
	93	508,900	586,000	674,400
	94	510,200	586,900	675,400
	95	511,500	587,800	676,400
	96	512,800	588,700	677,400
	97	513,800	589,600	678,400
	98	514,600	590,500	679,400
	99	515,400	591,400	680,400
	100	516,200	592,300	681,400
	101	517,100	593,200	682,400
	102	517,900	594,100	683,400
	103	518,800	595,000	684,400
	104	519,600	595,900	685,400
	105	520,500	596,800	686,400
	106	521,400	597,700	687,400
	107	522,100	598,600	688,400
	108	523,000	599,500	689,400
	109	523,900	600,400	690,400
	110	524,700	601,300	691,400
	111	525,600	602,200	692,400
	112	526,500	603,100	693,400
	113	527,300	604,000	694,400
	114	528,200	604,900	695,400
	115	529,100	605,800	696,400
	116	529,800	606,700	697,400
	117	530,600	607,600	698,400
	118	531,500	608,500	699,400
	119	532,400	609,400	700,400
	120	533,300	610,300	701,400
	121	534,100	611,200	702,400
	122	535,000	612,100	703,400
	123	535,900	613,000	704,400
	124	536,800	613,900	705,400
	125	537,600	614,800	706,400
	126	538,500	615,700	707,400
	127	539,400	616,600	708,400
	128	540,300	617,500	709,400
	129	541,100	618,400	710,400
	130		619,300	
	131		620,200	
	132		621,100	
	133		622,000	
	134		622,900	
	135		623,800	
	136		624,700	
	137		625,600	
	138		626,500	
	139		627,400	
	140		628,300	
	141		629,200	
	142		630,100	
	143		631,000	
	144		631,900	
	145		632,800	
	146		633,700	
	147		634,600	
	148		635,500	
	149		636,400	
	150		637,300	
	151		638,200	
	152		639,100	
	153		640,000	
	154		640,900	
	155		641,800	
	156		642,700	
	157		643,600	
	158		644,500	
	159		645,400	
	160		646,300	

再任
用職
以外
の
職員

161			647,200	
162			648,100	
163			649,000	
164			649,900	
165			650,800	
166			651,700	
167			652,600	
168			653,500	
169			654,400	
170			655,300	
171			656,200	
172			657,100	
173			658,000	
174			658,900	
175			659,800	
176			660,700	
177			661,600	
178			662,500	
179			663,400	
180			664,300	
181			665,200	
182			666,100	
183			667,000	
184			667,900	
185			668,800	
186			669,700	
187			670,600	
188			671,500	
189			672,400	
190			673,300	
191			674,200	
192			675,100	
193			676,000	
194			676,900	
195			677,800	
196			678,700	
197			679,600	
198			680,500	
199			681,400	
200			682,300	
201			683,200	
202			684,100	
203			685,000	
204			685,900	
205			686,800	
206			687,700	
207			688,600	
208			689,500	
209			690,400	
210			691,300	
211			692,200	
212			693,100	
213			694,000	
214			694,900	
215			695,800	
216			696,700	
217			697,600	
再任用職員		393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,000	201,200	252,400	282,100	327,000
	2	167,600	202,800	253,500	284,000	329,000
	3	169,200	204,400	254,700	286,100	331,200
	4	170,800	206,000	256,000	288,100	333,400
	5	172,400	207,600	257,200	290,200	335,200
	6	174,000	209,200	258,400	292,300	337,400
	7	175,600	210,800	259,500	294,200	339,400
	8	177,200	212,400	260,500	296,200	341,600
	9	178,800	214,000	261,800	298,000	343,400
	10	180,400	215,600	262,500	299,900	345,500
	11	182,000	217,200	263,400	301,500	347,600
	12	183,600	218,800	264,200	303,100	349,700
	13	185,200	220,400	265,300	305,100	351,200
	14	186,800	222,000	266,400	307,000	353,200
	15	188,400	223,600	267,600	309,100	355,100
	16	190,000	225,200	268,700	311,100	357,100
	17	191,500	226,800	270,200	313,100	358,900
	18	193,100	228,400	271,900	315,100	360,900
	19	194,700	230,000	273,600	317,200	362,900
	20	196,300	231,600	275,300	319,300	364,900
	21	197,800	233,000	277,000	321,100	366,700
	22	199,300	234,600	278,700	323,100	368,700
	23	200,900	236,100	280,400	324,900	370,800
	24	202,400	237,700	282,000	326,900	372,900
	25	204,000	238,600	283,700	328,600	374,300
	26	205,700	240,000	285,400	330,500	376,100
	27	207,300	241,400	287,200	332,500	377,900
	28	209,000	242,500	288,800	334,500	379,600
	29	210,400	244,000	290,200	335,800	381,400
	30	212,000	245,300	291,800	337,600	382,900
	31	213,600	246,500	293,400	339,300	384,500
	32	215,200	247,800	295,100	341,100	386,200
	33	216,600	248,600	296,800	342,800	387,500
	34	218,200	249,800	298,500	344,600	388,800
	35	219,900	250,900	300,300	346,500	390,100
	36	221,600	252,000	302,100	348,300	391,300
	37	222,900	253,400	303,400	350,100	392,400
	38	224,400	254,200	305,100	351,800	393,600
	39	225,800	255,100	306,600	353,400	394,700
	40	227,300	256,000	308,200	355,100	395,800
	41	228,500	257,000	309,900	356,300	396,600
	42	229,900	258,100	311,600	357,400	397,400
	43	231,200	259,200	313,200	358,600	398,200
	44	232,400	260,400	314,900	359,800	399,000
	45	233,600	261,800	315,800	361,000	399,400
	46	234,900	263,400	317,200	361,800	400,000
	47	236,400	265,000	318,700	363,000	400,500
	48	237,700	266,500	320,300	364,100	400,900
	49	238,700	267,800	321,700	365,100	401,300
	50	240,000	269,500	323,000	366,100	401,600
	51	240,900	271,100	324,200	367,100	401,900
	52	242,100	272,700	325,500	368,100	402,200
	53	243,400	274,100	326,600	368,900	402,500
	54	244,500	275,600	327,600	369,700	402,800
	55	245,600	277,200	328,700	370,600	403,100
	56	246,700	278,600	329,700	371,500	403,400
	57	247,800	279,800	330,200	372,000	403,700
	58	248,700	281,200	331,100	372,800	404,000
	59	249,600	282,700	331,900	373,600	404,300
	60	250,400	284,200	332,800	374,400	404,700
	61	251,500	285,700	333,600	374,800	404,900
	62	252,800	287,400	333,900	375,500	405,200
	63	254,100	289,100	334,500	376,200	405,500
	64	255,300	290,700	335,200	376,900	405,800
	65	256,800	291,900	335,800	377,300	406,000
	66	258,200	293,500	336,500	377,900	
	67	259,400	294,800	337,200	378,600	
	68	260,600	296,400	337,900	379,200	
	69	261,600	297,700	338,600	379,600	
	70	262,900	299,200	339,100	380,100	
	71	264,200	300,600	339,700	380,600	
	72	265,300	302,100	340,300	381,100	
	73	266,100	303,100	340,600	381,700	
	74	267,300	304,300	341,200	382,200	
	75	268,500	305,500	341,700	382,800	
	76	269,600	306,900	342,300	383,400	
	77	270,500	308,200	342,800	383,900	
	78	271,600	309,400	343,300	384,400	

再任
用職
員以
外の
職員

79	272,700	310,700	343,800	384,900	
80	273,800	311,900	344,200	385,400	
81	274,600	313,300	344,500	385,700	
82	275,700	314,100	344,800	386,200	
83	276,600	314,900	345,200	386,600	
84	277,700	315,700	345,500	387,000	
85	278,700	316,300	346,000	387,400	
86	279,700	317,000	346,300		
87	280,800	317,700	346,600		
88	281,900	318,300	346,900		
89	282,500	319,000	347,300		
90	283,200	319,200	347,600		
91	283,700	319,800	348,000		
92	284,500	320,400	348,300		
93	285,300	321,000	348,700		
94	285,900	321,500	349,000		
95	286,500	322,000	349,300		
96	287,100	322,500	349,600		
97	287,800	323,100	349,900		
98	288,300	323,600	350,300		
99	288,700	324,000	350,700		
100	289,100	324,500	351,100		
101	289,300	325,000	351,600		
102	289,500	325,400	352,000		
103	289,700	325,600	352,400		
104	289,900	326,000	352,800		
105	290,300	326,400	353,300		
106	290,500	326,800			
107	290,700	327,200			
108	290,900	327,600			
109	291,300	327,900			
110	291,500	328,100			
111	291,700	328,500			
112	292,000	328,800			
113	292,400	329,000			
114	292,700	329,300			
115	292,900	329,600			
116	293,200	329,900			
117	293,500	330,100			
118	293,700	330,400			
119	293,900	330,800			
120	294,200	331,000			
121	294,500	331,200			
122		331,400			
123		331,800			
124		332,000			
125		332,200			
126		332,600			
127		333,000			
128		333,400			
129		333,600			
再任用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171,800	200,400	261,700	280,800	330,100
	2	173,900	202,200	262,700	282,700	332,200
	3	176,000	204,000	263,700	284,600	334,200
	4	178,100	205,800	264,700	286,500	336,400
	5	180,200	207,600	265,700	288,400	338,400
	6	182,300	209,400	266,600	290,000	340,500
	7	184,400	211,200	267,500	291,600	342,600
	8	186,500	213,000	268,400	293,400	344,700
	9	188,600	214,800	268,900	295,000	346,200
	10	190,700	216,600	269,900	296,800	348,200
	11	192,800	218,400	270,600	298,500	350,100
	12	194,900	220,200	271,500	300,200	352,100
	13	197,000	222,000	272,600	301,900	354,000
	14	198,900	223,800	273,200	303,500	356,100
	15	200,900	225,600	274,200	304,800	358,200
	16	202,800	227,400	275,200	306,100	360,200
	17	204,900	229,200	276,200	307,600	362,200
	18	206,900	231,000	277,200	309,200	364,200
	19	209,100	232,800	278,200	311,000	366,300
	20	211,200	234,600	279,300	312,800	368,400
	21	213,200	236,400	280,600	314,500	370,100
	22	214,600	238,200	281,800	316,100	372,200
	23	216,000	240,000	282,800	317,800	374,300
	24	217,200	241,800	284,000	319,500	376,300
	25	218,600	243,600	285,500	320,900	378,300
	26	220,000	245,400	287,100	322,400	379,900
	27	221,500	247,200	288,400	323,900	381,800
	28	222,700	249,000	289,700	325,400	383,700
	29	224,100	250,400	290,800	326,800	385,500
	30	225,600	251,700	292,400	328,200	387,200
	31	227,100	252,800	294,100	329,700	389,100
	32	228,600	254,100	295,600	331,300	390,900
	33	229,700	254,900	296,600	332,400	392,600
	34	231,400	255,800	298,000	333,900	394,300
	35	233,100	256,700	299,400	335,300	396,100
	36	234,700	257,500	300,900	336,800	397,800
	37	236,000	258,600	302,300	338,400	399,400
	38	237,700	259,600	303,800	339,900	401,100
	39	239,400	260,400	305,400	341,500	402,900
	40	241,100	261,300	307,000	343,000	404,700
	41	242,700	261,800	308,300	344,700	406,200
	42	244,100	262,700	309,700	346,300	407,700
	43	245,400	263,500	311,100	347,800	409,200
	44	246,500	264,300	312,700	349,400	410,500
	45	247,500	265,200	314,200	350,600	411,600
	46	248,600	265,900	315,600	352,100	412,700
	47	249,500	266,800	317,000	353,600	413,800
	48	250,500	267,600	318,500	355,000	415,000
	49	251,200	268,600	319,300	356,600	416,300
	50	252,200	269,400	320,700	357,600	417,400
	51	253,100	270,300	322,100	359,100	418,600
	52	254,100	271,300	323,600	360,400	419,700
	53	254,500	272,500	324,700	361,800	420,900
	54	255,400	273,700	326,100	363,200	421,900
	55	256,200	275,200	327,400	364,500	423,000
	56	256,900	276,500	328,700	365,900	424,100
	57	257,700	278,000	330,100	367,400	425,200
	58	258,400	279,400	331,500	368,600	425,700
	59	259,300	280,600	332,900	369,700	426,300
	60	260,100	281,800	334,200	370,900	426,700
	61	260,900	283,300	335,100	372,000	427,300
	62	261,800	284,500	336,400	372,900	427,800
	63	262,700	285,900	337,600	373,900	428,200
	64	263,700	287,100	338,900	374,900	428,700
	65	264,800	288,100	340,000	375,500	429,300
	66	266,000	289,400	340,900	376,300	429,700
	67	267,300	290,700	342,100	377,100	430,000
	68	268,600	292,100	343,400	377,900	430,300
	69	270,000	293,400	344,500	378,600	430,700
	70	271,500	294,800	345,700	379,300	
	71	272,900	296,300	346,900	380,100	
	72	274,300	297,800	348,000	380,800	
	73	275,600	298,900	349,000	381,400	
	74	276,900	300,200	350,000	382,000	
	75	278,300	301,400	351,100	382,700	
	76	279,400	302,800	352,200	383,300	
	77	280,500	304,200	353,000	384,000	
	78	281,800	305,500	354,100	384,500	
	79	283,100	306,900	355,200	385,100	

再任用職員以外の職員	80	284,400	308,300	356,300	385,600
	81	285,500	309,100	357,000	386,000
	82	287,000	310,300	357,800	386,600
	83	288,500	311,500	358,600	387,100
	84	289,900	312,900	359,300	387,400
	85	290,900	314,000	359,900	387,700
	86	292,300	315,300	360,400	388,200
	87	293,500	316,600	361,000	388,600
	88	294,800	317,800	361,500	388,900
	89	296,200	319,100	362,100	389,200
	90	297,500	320,400	362,600	389,700
	91	298,700	321,700	363,200	390,200
	92	300,000	323,000	363,700	390,600
	93	300,500	323,700	364,100	390,900
	94	301,700	324,800	364,500	391,300
	95	302,800	325,900	365,100	391,800
	96	304,000	326,800	365,600	392,200
	97	305,100	328,100	365,900	392,600
	98	306,300	328,800	366,400	
	99	307,500	329,900	366,800	
	100	308,600	331,100	367,100	
	101	309,900	332,200	367,700	
	102	311,100	333,400	368,200	
	103	312,300	334,500	368,700	
	104	313,500	335,700	369,200	
	105	314,300	336,800	369,800	
	106	315,000	337,900	370,300	
	107	315,700	338,900	370,800	
	108	316,300	340,000	371,200	
	109	317,000	340,900	371,800	
	110	317,300	341,900	372,300	
	111	317,900	342,800	372,800	
	112	318,600	343,800	373,300	
	113	319,000	344,800	373,900	
	114	319,600	345,600	374,300	
	115	320,200	346,400	374,800	
	116	320,800	347,200	375,300	
	117	321,200	347,800	375,900	
	118	321,700	348,400		
	119	322,200	349,100		
	120	322,700	349,700		
	121	323,100	350,100		
	122	323,500	350,500		
	123	323,800	351,000		
	124	324,100	351,400		
	125	324,500	351,900		
	126	324,900	352,300		
	127	325,300	352,800		
	128	325,600	353,200		
	129	325,800	353,500		
	130	326,100	354,000		
	131	326,500	354,400		
	132	326,700	354,700		
	133	326,900	355,200		
	134	327,200	355,700		
	135	327,500	356,200		
	136	327,800	356,700		
	137	328,000	357,200		
	138	328,300	357,700		
	139	328,700	358,200		
	140	328,900	358,600		
	141	329,100	359,000		
	142	329,300	359,400		
	143	329,700	359,900		
	144	329,900	360,400		
	145	330,200	360,800		
	146	330,600	361,300		
	147	331,000	361,800		
	148	331,400	362,300		
	149	331,700	362,600		
	150	332,100			
	151	332,500			
	152	332,900			
	153	333,200			
	154	333,600			
	155	333,900			
	156	334,300			
	157	334,600			
	158	335,000			
	159	335,400			
	160	335,800			
	161	336,100			
	162	336,500			
	163	336,900			
	164	337,300			

	165	337,600				
再任用職員		255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第84号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 85 号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 212.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 222.5」に改める。

第 2 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 222.5」を「100 分の 217.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第86号

指定管理者の指定について（秩父市地場産業センター）

秩父市地場産業センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市宮側町1番7号
 - (2) 名称 秩父市地場産業センター
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市熊木町9番5号
 - (2) 名称 一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社
 - (3) 代表者 理事長 北堀 篤
- 3 指定する期間
令和5年1月1日から令和7年3月31日まで

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

施設の新規設置にあたり、一般財団法人 秩父地域地場産業振興センターの地域産業振興業務を承継し専門性を有するとともに、現在当該施設の管理実績が良好である、一般社団法人 秩父地域おもてなし観光公社を指定管理者に指定したいため。

議案第 87 号

秩父市行政組織条例の一部を改正する条例

秩父市行政組織条例（平成 17 年秩父市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長室」を「総合政策部」に改め、「環境部」を削り、「産業観光部」「環境部」を「産業観光部」に改める。

「農林部」

第 2 条市長室の項中「市長室」を「総合政策部」に改め、同条環境部の項を削り、保健医療部の項の次に次の 1 項を加える。

環境部

- 1 環境の維持及び保全に関すること。
- 2 衛生に関すること。
- 3 公害の防止に関すること。
- 4 下水道に関すること。
- 5 聖地公園に関すること。

第 2 条産業観光部の項第 3 号を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

農林部

- 1 農業、畜産業及び水産業に関すること。
- 2 林業及び森林整備に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（秩父市総合振興計画審議会条例の一部改正）
- 2 秩父市総合振興計画審議会条例（平成 17 年秩父市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「市長室」を「総合政策部」に改める。
（秩父市行政改革推進委員会条例の一部改正）
- 3 秩父市行政改革推進委員会条例（平成 17 年秩父市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「市長室」を「総合政策部」に改める。
（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）
- 4 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 55 号）の一

部を次のように改正する。

別表第3ア行政職給料表等級別基準職務表中「、市長室長」及び「、市長室次長」を削る。

(秩父市農政総合推進協議会条例の一部改正)

- 5 秩父市農政総合推進協議会条例（平成17年秩父市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業観光部」を「農林部」に改める。

(秩父市林業振興推進協議会条例の一部改正)

- 6 秩父市林業振興推進協議会条例（平成17年秩父市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第7条中「環境部」を「農林部」に改める。

(秩父市公設地方卸売市場条例の一部改正)

- 7 秩父市公設地方卸売市場条例（平成17年秩父市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第82条中「産業観光部」を「農林部」に改める。

(秩父市消防賞じゅつ金等審査委員会条例の一部改正)

- 8 秩父市消防賞じゅつ金等審査委員会条例（平成17年秩父市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長室」を「総務部」に改める。

(秩父市消防組織等審議委員会条例の一部改正)

- 9 秩父市消防組織等審議委員会条例（平成17年秩父市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長室」を「総務部」に改める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

行政組織の事務分掌の見直しを行うことにより、事務事業の効率的執行を図るため。

議案第 88 号

秩父市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秩父市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年秩父市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 170 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 に次のように加える。

17 市長	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	---------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴い、利用者の手続き負担を軽減するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第89号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.6」を「100分の6」に改める。

第4条中「100分の30」を「100分の15」に改める。

第5条中「1万500円」を「18,000円」に改める。

第5条の2第1号中「17,500円」を「1万円」に改め、同条第2号中「8,750円」を「5,000円」に改め、同条第3号中「13,125円」を「7,500円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「8,500円」を「1万円」に改める。

第8条中「100分の1.2」を「100分の1.8」に改める。

第9条中「9,500円」を「1万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号ア中「7,350円」を「12,600円」に改め、同号イ（ア）中「12,250円」を「7,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,125円」を「3,500円」に改め、同号イ（ウ）中「9,188円」を「5,250円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「7,000円」に改め、同号エ中「6,650円」を「7,000円」に改め、同項第2号ア中「5,250円」を「9,000円」に改め、同号イ（ア）中「8,750円」を「5,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,375円」を「2,500円」に改め、同号イ（ウ）中「6,563円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「4,250円」を「5,000円」に改め、同号エ中「4,750円」を「5,000円」に改め、同項第3号ア中「2,100円」を「3,600円」に改め、同号イ（ア）中「3,500円」を「2,000円」に改め、同号イ（イ）中「1,750円」を「1,000円」に改め、同号イ（ウ）中「2,625円」を「1,500円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「2,000円」に改め、同号エ中「1,900円」を「2,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「1,575円」を「2,700円」に改め、同号イ中「2,625円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「7,200円」に改め、同号エ中「5,250円」を「9,000

円」に改め、同項第2号ア中「1, 275円」を「1, 500円」に改め、同号イ中「2, 125円」を「2, 500円」に改め、同号ウ中「3, 400円」を「4, 000円」に改め、同号エ中「4, 250円」を「5, 000円」に改める。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、保険税水準の統一に向けた段階的な税率改正について、所要の改正を行いたいため。

議案第90号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秩父市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員及び特例臨時職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成17年秩父市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降級に関する経過措置)

- 3 当分の間、秩父市一般職職員の給与に関する条例附則第14項の規定による措置については、法第27条第2項の規定によるその意に反する降給とみなして、次項の規定を適用する。
- 4 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする。

(秩父市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市職員の定年等に関する条例（平成17年秩父市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条—第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、秩父市立病院、秩父市浦山出張診療所及び大滝国民健康保険診療所において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項及び第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず、公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障を生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることが

できる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第3条第2項に規定する医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)

第7条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職との均衡上必要があると認められる職として市長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等する際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が

属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない

年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職す

る場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年秩父市条例第 号)第3条の規定による改正前の秩父市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条ただし書に規定する職員に対する第3

条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することになった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第4条 秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令を受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

- 第5条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第5項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職が占める職員

第16条の表中

第4条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	
第4条の2	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）	勤務時間等条例	を

第4条第10項	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）	勤務時間等条例	に、
	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表中「第4条の2」を「第4条第10項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第14項の規定が適用される育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」（当該額に勤務時間条例が適用される者にあつては、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする」とする。

（秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年秩父市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「採用された」を「採用される」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 秩父市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定によ

り異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項中「「2号給」」を「次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

行政職給料表、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員であって、55歳を超えるもの（60歳を超える職員を除く。）	2号給
行政職給料表、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員であって、60歳を超えるもの	0
医療職給料表（1）の適用を受ける職員であって、55歳を超えるもの	2号給

第4条第10項を次のように改める。

10 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第2項第1号中「算定したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の3第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の6第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条（第3項及び第10項を除く。）及び第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年秩父市条例第 号）第3条の規定による改正前の秩父市職員の定年等に関する条例（平成17年秩父市条例第38号）（以下「旧定年等条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあっては、65歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 旧定年等条例等第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 秩父市職員の定年等に関する条例（以下この項において「定年等条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職

員を除く。)

- 1 6 地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 14 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 14 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 14 項の規定を受ける職員に限り、附則第 16 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 9 附則第 16 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 14 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 0 附則第 16 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 16 条の 3 第 5 項（第 16 条の 6 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第 16 項、第 18 項及び第 19 項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2医療職給料表ア医療職給料(1)中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	393,000	466,000	565,900

別表第2医療職給料表イ医療職給料(2)中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第2医療職給料表ウ医療職給料(3)中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

(秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 秩父市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年秩父市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任

用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(秩父市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 秩父市職員の再任用に関する条例（平成17年秩父市条例第36号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の秩父市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の秩父市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年で

ある職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをい

- う。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第13条に規定する組合をいう。以下同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を

除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合において、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定によ

り勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(秩父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員で新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定による改正後の秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の秩父市職員の育児休業等に関する条例第20条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

(秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次号において「令和3年改正地方公務員法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」と、同項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるの

は「令和3年改正地方公務員法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第8条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額は、当該職員が新給与条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表（第4項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条の3第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第16条の6第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同

項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年秩父市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新給与条例第4条（第3項及び第10項を除く。）及び第8条から第9条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第91号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を内部で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事

させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）第17条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に掲げる場合に該当するときにあつては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員又は当該短時間勤務職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて、次に定める号給に決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

3 特定任期付職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第

17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号。以下「給与条例」という。)別表第1の表に掲げる給料月額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第3条、第3条の2、第4条、第7条から第9条の2まで、第13条、第13条の2、第14条第2項及び第16条の6の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第2項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を「秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する

る条例（令和4年秩父市条例第 号）第4条」に改める。

（秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 秩父市職員の育児休業等に関する条例（平成17年秩父市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第10条第2項第2号の項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員についての秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第 号）第7条第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条第2項第2号及び第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第16条の8の次に次の1条を加える。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第16条の9 第7条の2から第9条の2までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、複雑、高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに対応したいため。

議案第92号

秩父市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等がその受けた被害を軽減し、又は回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (7) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (8) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよ

うになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行うこと。

- (2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限る。以下同じ。）の遺族又は犯

罪行為により傷害を受けた者（当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時に
おいて市内に住所を有していた者に限る。以下同じ。）に対し、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 犯罪行為により死亡した者の遺族 遺族見舞金 30 万円

(2) 犯罪行為により傷害を受けた者 傷害見舞金 10 万円

(人材の育成等)

第 9 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言そ
の他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置
を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第 10 条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その
活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第 11 条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重
要性及び必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発
活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見
及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させる
よう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規
則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した
者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

令和 4 年 11 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

犯罪被害者等を支援するための施策の基本理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進したいため。

議案第 93 号

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 6 回）

令和 4 年度秩父市一般会計補正予算（第 6 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,614 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,449,967 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		179,136	1,600	177,536
	1 負担金	179,136	1,600	177,536
15 使用料及び手数料		451,630	16,000	435,630
	1 使用料	300,132	16,000	284,132
16 国庫支出金		5,099,410	59,382	5,158,792
	1 国庫負担金	3,188,312	54,303	3,242,615
	2 国庫補助金	1,899,149	5,079	1,904,228
17 県支出金		1,826,442	31,421	1,857,863
	1 県負担金	1,122,689	27,151	1,149,840
	2 県補助金	507,170	4,270	511,440
18 財産収入		120,478	5,400	125,878
	1 財産運用収入	86,787	5,400	92,187
20 繰入金		2,042,421	78,650	1,963,771
	1 繰入金	2,042,421	78,650	1,963,771
22 諸収入		407,095	4,433	411,528
	4 受託事業収入	102,048	4,433	106,481
23 市 債		1,692,443	30,000	1,662,443
	1 市 債	1,692,443	30,000	1,662,443
歳 入	合 計	32,475,581	25,614	32,449,967

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		224,826	10,751	214,075
	1 議会費	224,826	10,751	214,075
2 総務費		4,128,138	140,064	3,988,074
	1 総務管理費	3,447,682	141,971	3,305,711
	2 徴 税 費	334,242	11,067	323,175
	3 戸籍住民基本台帳 費	188,464	11,359	199,823
	4 選 挙 費	137,852	5,638	132,214
	6 監査委員費	18,391	7,253	25,644
3 民生費		11,515,621	85,092	11,600,713
	1 社会福祉費	5,883,759	94,269	5,978,028
	2 児童福祉費	4,454,605	4,224	4,458,829
	3 生活保護費	1,159,536	8,297	1,151,239
	4 国民年金費	16,427	5,104	11,323
4 衛生費		3,405,367	9,264	3,414,631
	1 保健衛生費	1,146,790	4,626	1,142,164
	3 清 掃 費	600,098	13,640	613,738
	5 聖地公園費	89,799	250	90,049
6 農林水産業費		649,705	1,271	650,976
	1 農 業 費	350,972	2,879	353,851
	2 林 業 費	298,733	1,608	297,125
7 商工費		1,339,324	667	1,338,657
	1 商工費	1,339,324	667	1,338,657
8 土木費		2,160,106	70,716	2,089,390
	1 土木管理費	226,434	20,817	205,617
	2 道路橋りょう費	948,518	2,255	950,773
	4 都市計画費	829,270	44,166	785,104
	5 住 宅 費	132,404	7,988	124,416
10 教育費		2,215,415	50,625	2,266,040
	1 教育総務費	562,286	22,045	540,241
	2 小学校費	410,820	70,824	481,644
	3 中学校費	259,919	16,950	276,869
	4 幼稚園費	32,627	1,020	31,607
	5 社会教育費	419,446	19,760	399,686
	6 保健体育費	530,317	5,676	535,993
13 諸支出金		1,764,762	50,000	1,814,762
	1 基金費	1,764,762	50,000	1,814,762

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		134,428	332	134,760
	1 予備費	134,428	332	134,760
歳出	合計	32,475,581	25,614	32,449,967

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
電算機等使用料 (図書館情報システム)	令和5年度から 令和10年度まで
公用車購入費 (公害調査用車両)	令和5年度
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市地場産業センター)	令和5年度から 令和6年度まで
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和4年度交付決定者分)	令和5年度から 令和8年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (大滝温泉遊湯館)	令和5年度
芝桜対策事業業務委託料	令和5年度
芝桜の丘料金徴収業務委託料	令和5年度
学校給食賄材料費	令和5年度

(単位：千円)

限 度 額
28,908
3,000
80,000
7,570
7,200
97,040
17,721
275,066

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 選挙費	県議会議員選挙事業	5,290
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	236,936
6 農林水産業費	2 林業費	森林管理道杉ノ峠線改良事業	8,800
7 商工費	1 商工費	大滝温泉遊湯館改修事業	58,859
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線 5 1 号線新設改良事業	13,000
9 消防費	1 消防費	太田地内防火水槽築造事業	6,600
10 教育費	4 幼稚園費	荒川幼稚園解体工事測量事業	1,350
	5 社会教育費	吉田分館空調機更新事業	5,500

余 白

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 過疎地域持続的発展特別事業費	65,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	35,000	補正前に同じ。		

議案第 9 4 号

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,275 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,761,895 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,572 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,826 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,783,963	131,112	4,915,075
	1 県補助金	4,783,962	131,112	4,915,074
5 繰入金		696,999	837	696,162
	1 他会計繰入金	696,999	837	696,162
歳入合計		6,631,620	130,275	6,761,895

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		106,932	672	106,260
	1 総務管理費	102,511	672	101,839
2 保険給付費		4,731,018	130,947	4,861,965
	1 療養諸費	4,098,658	85,837	4,184,495
	2 高額療養費	606,070	44,515	650,585
	6 傷病手当諸費	630	595	1,225
7 諸支出金		29,958	500	30,458
	1 償還金及還付加算金	8,020	500	8,520
8 予備費		30,444	500	29,944
	1 予備費	30,444	500	29,944
歳 出 合 計		6,631,620	130,275	6,761,895

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		57,347	10,572	46,775
	1 他会計繰入金	57,347	10,572	46,775
歳 入	合 計	129,398	10,572	118,826

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		79,324	10,572	68,752
	1 施設管理費	79,204	10,572	68,632
歳 出	合 計	129,398	10,572	118,826

議案第95号

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,969,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩父市長 北堀篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,571,229	214	1,571,015
	2 国庫補助金	470,823	214	470,609
4 県支出金		957,542	107	957,435
	2 県補助金	42,301	107	42,194
6 繰入金		1,229,031	9,202	1,238,233
	1 一般会計繰入金	1,059,031	9,202	1,068,233
歳入	合計	6,961,105	8,881	6,969,986

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		186,041	9,309	195,350
	1 総務管理費	117,732	9,309	127,041
3 地域支援事業費		318,889	557	318,332
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	48,610	557	48,053
6 予備費		32,721	129	32,850
	1 予備費	32,721	129	32,850
歳 出	合 計	6,961,105	8,881	6,969,986

議案第96号

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		73,542	86	73,628
	1 総務費	73,542	86	73,628
3 予備費		29,376	86	29,290
	1 予備費	29,376	86	29,290
歳出合計		166,840	0	166,840

議案第 97 号

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）

令和 4 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 22 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		15,761	173	15,588
	1 総務管理費	15,761	173	15,588
5 予備費		8,023	173	8,196
	1 予備費	8,023	173	8,196
歳 出 合 計		221,584	0	221,584

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,914,048 千円	△87,368 千円	1,826,680 千円

令和4年11月22日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第99号

令和4年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和4年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	1,094,616 千円	5,616 千円	1,100,232 千円
第2項 営業外収益	500,066 千円	5,616 千円	505,682 千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	1,049,718 千円	11,035 千円	1,060,753 千円
第1項 営業費用	985,966 千円	10,992 千円	996,958 千円
第2項 営業外費用	63,152 千円	43 千円	63,195 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 347,254千円」を「不足する額 341,771千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,957千円、当年度分損益勘定留保資金 236,622千円、減債積立金 100,675千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,979千円、当年度分損益勘定留保資金 241,300千円、減債積立金 90,492千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	717,419 千円	△5,483 千円	711,936 千円
第1項 建設改良費	308,455 千円	△1,903 千円	306,552 千円
第2項 企業債償還金	408,864 千円	△3,580 千円	405,284 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	117,670 千円	△4,917 千円	112,753 千円

令和4年11月22日提出

秩父市長 北堀 篤